明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定（五）　二
〔告　示〕
○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定の効力発生に関する件（**外務**一四五）　一四
○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定についての合意された議事録の署名に関する件（**同**一四六）
○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定の協力分野に関する書簡の交換及び原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定第八条の実施に関する書簡の交換に関する件（**同**一四七）　一五
○農薬を登録した件（**農林水産**七五二～七五六）　一六
○農薬を再登録した件（**同**七五七、七五八）　一七
○農薬の登録が失効した件（**同**七五九～七六一）　一三
〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十三年度予算等について報告（内閣）　三
独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期目標の公表について（厚生労働省）　三
国家試験
第四十三回社会保険労務士試験の実施について（厚生労働省）　四
第六十七回作業環境測定士試験の実施（同）　四
〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（二次速報）（二〇一〇（平成二十二）年十～十二月期）（内閣府）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
独立行政法人水資源機構滝沢ダム新築工事完了、独立行政法人都市再生機構関係　一〇
地方公共団体
公債償還（東京都区）、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一〇

会社その他
会社決算公告

二〇一三

本号で公布された法令のあらまし

◇原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定

（条約第五号）（外務省）

この協定は、カザフスタンとの間で原子力の平和的利用における協力を行うことを目的としたものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この協定の下での協力は、専門家の交換、公開の情報の交換、核物質、核物質ではない特別な資材、設備及び技術の供給並びにこの協定の範囲内の事項についての役務の提供及び受領等の方法により行うことができる。この協力は、ウラン資源の探鉱及び採掘、軽水炉及び高温ガス炉の設計、建設及び運転、軽水炉及び高温ガス炉の安全、放射性廃棄物の処理及び処分、放射線防護及び環境監視、放射性同位元素及び放射線の研究及び応用等の分野において行うことができる。ただし、ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び核物質ではない特別な資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムは、この協定の下では移転されない。（第二条関係）

2　1の協力は、この協定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従うものとし、かつ、核物質等の供給に係る協力については、それぞれの締約国政府が国際原子力機関の保障措置の適用を受諾していることを必要とする。（第三条関係）

3　この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。この協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。（第四条関係）

4　この協定の適用を受ける核物質は、各締約国政府と国際原子力機関との間の保障措置協定の適用を受ける。（第五条関係）

5　日本国及びカザフスタン共和国は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、原子力の安全に関する条約及び使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するように行動する。（第六条関係）